

所定疾患施設療養費・令和6年度 算定状況

みどりの丘の入所者が尿路感染症・肺炎・带状疱疹・蜂窩織炎を発症された際に、施設内で投薬・注射・処置等を実施した場合、『所定疾患施設療養費（Ⅰ）』を算定させていただいております。具体的には1か月に1回、連続する7日間を限定に算定し、1回あたり239円の利用者自己負担により、病院へ入院することなく施設内で治療が行えるというものです。ちなみに、こちらの算定は、入院による利用者・その家族の負担を軽減すること、治療の安静に筋力低下、環境変化による認知症の進行を防止することなど配慮されたもので、平成24年4月より始まったものです。

令和6年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
疾患名														
尿路感染症	人数	1	3	1	0	4	0	2	3	2	1	4	1	22
	日数	7	19	7	0	19	0	14	14	9	7	18	6	120
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0